

(1) 各納金は毎月音信に本部事務部に納入し、残額を金口大会に納入する。

(2) 特別党費

- (1) 入党費 月額 二十円
- (2) 道府縣會議員 月額 三円
- (3) 六六都市市會議員 月額 二円
- (4) 其他の市會議員 月額 五円
- (5) 町村市長市會會議員 月額 一月

三、党務費規程制御に關する決議(可決)

三、木塚會館建設に關する決議(可決)

昭和四年度大會は木塚會館建設のため即時會館建設基金の籌め、党運動を起すことを決議す。

三、党規程改正の案(可決)

黨規程改正案

- 一、総務委員制を在り、其の職能を規約中下明記すること。
- 二、書記長制を廢止すること。
- 三、中央委員と中央執行委員の二重制を存置すること。但し中央幹事委員制は廢止すること。
- 四、部長制を維持し、帝任中央執行委員の部長補任に對し例外を設くること。
- 五、党務委員制の確立を党規約中に明記すること。帝務員は三十五才以下の党員より選定す。

六、關西事務局を設置すること。

三、一般方針に關する件(可決) (以上 中央執行委員會議案)

日本大衆党の活動方針

日本大衆党は合法的な大衆政党である。それは日本の客觀的狀勢が無産階級の上昇を起し、其の要求を實現せしむるに外ならぬ。それは斯る